

保険かわら版

2026 診療報酬改定 Q & A（医科）

電子的診療情報連携体制整備加算

※ Q2、Q3 は 2026 年 4 月 21 日付厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 4）」より。当該加算に関するその他の Q&A は『新点数運用 Q&A 2026 年 6 月』P. 5 ～を参照されたい。

Q1：2026 年診療報酬改定で新設された電子的診療情報連携体制整備加算について、改定前の医療 DX 推進体制整備加算を届出・算定していた場合でも、6 月 1 日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定するためには、改めて届出が必要か。

A1：改めての届出が必要となる。

Q2：電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準のうち、「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制」とは、具体的にどのような体制か。

A2：院外処方を行う場合は、原則とし

て、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指す。院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

Q3：電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準のうち、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること」とは、具体的には何を指すか。

A3：電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録は、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行う。

編注：電子処方箋の導入方法等についてはポータルサイトに掲載されている。

BCP の策定

Q4：今次改定で、機能強化加算や在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等の施設基準として、事業継続計画（B

認した。

二、第 47 回定期総会の総括および理事会運営について…総会、記念講演、懇親会の参加状況及び当日の運営について確認した。役員名簿の診療科表記については厚生局名簿等に基づき統一することを確認した。◆理事会議長に関する申し合わせについて協議し、「議長は、副会長または理事が担当する」とし、問題が生じた場合はその都度見直すこととした。

三、保団連専門部員・委員の候補推薦依頼…現行の専門部員・委員は原則継続としつつ、組織部及び若手医師のつどい実行委員会については新たな候補者も含めて相談を進めることを確認した。

四、組織拡大について…会員減少の現状と課題、勤務医を含めた働きかけ、入会のしおり・新聞等の活用、月刊保団連等の設置先拡大、熊本協会役員学習会の開催について報告があり、引き続き理事会の重点課題として取り組むことを確認した。

■報告・承認事項

一、2 月度理事会の議事要録、2 月～3 月会務報告、1 月度会計報告を確認及び承認した。

二、デンタルブックの新規契約及び継続契約に係る手数料を受ける販売代理店契約を締結することを承認した。

CP）の策定等が追加されたが、既に届出済みの医療機関でも、改めての届出が必要か。

A4：2026 年 3 月 31 日時点で届出を行っている医療機関は、1 年間の経過措置があるため、今すぐの届出し直しは必要ない。ただし、来年 6 月以降も算定する場合は、2027 年 6 月 1 日までに受理されるよう届出を行う必要がある。

なお、在宅療養支援診療所（強化型（連携型））については、Q5 も確認されたい。

強化型支援診（連携型）

Q5：在宅療養支援診療所（強化型（連携型））の場合も、2027 年 6 月 1 日までに届出直しをすればよいか。

A5：今次改定で、強化型（連携型）の在宅療養支援診療所（別添 1 の「第 9」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援診療所）については、連携型アと連携型イに区分されたため、連携型アとして強化型支援診・支援病の点数を算定する場合は、2026 年 6 月 1 日までに受理されるよう届出し直しが必要となる。

なお、2026 年 6 月 1 日までに届出をしない場合、6 月からは在医総管等の算定にあたっては、連携型イとして強化型以外の支援診の区分の点数を算定することとなる。

連携型ア・イについては、『点数表改定のポイント 2026 年 6 月』P. 129 を参照されたい。

書籍案内

点数表改定のポイント 2026 年 6 月

B5 判 783 頁 全国保険医団体連合会発行

会員価格 3,500 円（定価 5,000 円） 3 月 27 日発刊

医科開業医会員は 1 冊目無料（4 月上旬発送済み）

点数項目ごとに、今次改定の要点（ポイント）をまとめました。オリジナルの図表やフローチャートで解説。

新点数運用 Q&A ーレセプトの記載 2026 年 6 月

B5 判 639 頁／発行：全国保険医団体連合会

会員価格：2,100 円（定価 3,000 円） 4 月 24 日発刊

医科開業医会員は 1 冊目無料（4 月下旬発送済み）

厚労省の疑義解釈やレセプトの記載要領に加え、保団連オリジナル Q&A も掲載しており、具体的な業務の運用に役立つと好評です。

歯科診療報酬 2026 年改定の要点と解説

A4 判 223 頁／全国保険医団体連合会発刊

会員価格 3,500 円（定価 5,000 円） 3 月 31 日発刊

歯科会員 1 冊目無料（4 月上旬発送済み）

歯科診療報酬改定についての症例や図表を交えて要点を分かり易く解説。

活動日誌

3/24 理事会

3/27 社保協介護部会

3/29 保団連医科新点数検討会

4/2 保団連北信越ブロック事務局長会議／「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会

4/3 社保協事務局会議／福祉医療改善をすすめる会

4/5 保団連歯科新点数検討会

4/10 歯科新点数説明会（上田）／社保協運営委員会／社保協国保部会

4/12 医科新点数説明会（松本）

4/13 歯科新点数説明会（佐久）

4/14-19 保団連『新点数運用 Q&A』編集作業

4/15 歯科新点数説明会（松本）

4/16 歯科新点数説明会（長野）／医科新点数説明会（上田）

4/17 歯科新点数説明会（飯田）

4/18 保団連歯科理事会義／保団連『新点数運用 Q&A』役員編集会議

長野県保険医協会の会員数

1,286 名（医科 725 名、歯科 561 名）

4 月 1 日現在

理事会便り

3/24 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶ Web 会議にて開催。19:00 ～ 20:34 出席役員：宮沢会長、池上、市川、奥山、林（春）、三田各副会長、金、林（康）、原、布山、米田各理事、議長：林副会長

■協議事項

一、医療運動課題…OTC 類似薬への追加負担に反対する請願署名について、リーフレット及び署名ハガキ付きポケットティッシュを活用し、4 月に会員へ協力依頼を行うことを確認した。高額療養費制度の負担限度額引き上げについても Web 署名等を通じて反対の取り組みを継続すること確認した。◆高額療養費および OTC 類似薬の負担増反対の理事会声明案について協議し、ホームページへ掲載、関係大臣及び報道機関等へ送付することを確

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分（開設管理者の交代や遡及、移動等を除く）を紹介している。3/1 ～ 3/31 間は医科 3 件、歯科 0 件。（氏名敬称略）

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
すのはら医院こころの診療室	精 / 心内	390-0851	松本市島内 3503 番地 1 オフィスやまもと 2 階 3 号室	0263-50-4460	春原 賢治	1	無	令和 8 年 4 月 1 日
尾澤内科・脳神経内科クリニック	内 / 脳神経内科	394-0082	岡谷市長地御所 1 丁目 4 番 47 号	0266-75-2281	尾澤 一樹	1	無	令和 8 年 4 月 1 日
医療法人和心会 小口メンタルクリニック	精 / 心内	391-0013	茅野市宮川 4441-3	0266-75-5757	医療法人和心会 松南病院 理事長 宮坂 義男・若林 志保	3	無	令和 8 年 4 月 1 日

※ 1 診療科名は略記載。 ※ 2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※ 3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※ 4 指定期間は指定日より 6 年。